

被災した人の「医療費の一部負担金」などの免除期間の延長について

市は、東日本大震災で被災し、次の負担金が免除されている人の免除期間を、令和3年3月31日まで延長する手続きを進めています。延長が決まりましたら、新しい免除証明書と免除認定書を12月中に郵送します。令和3年4月以降の取り扱いは、岩手県と協議中のため、決定次第、改めてお知らせします。

- ①国民健康保険の医療費の一部負担金

③介護保険の利用者負担金
- ②後期高齢者医療制度の医療費の一部負担金

④障害福祉サービス利用者負担金

※東日本大震災により業務の休廃止または失職したという理由で、一部負担金などが免除されている人は、現在の収入などにより判定します。該当する人には12月上旬に申請書を郵送していますので、各窓口で申請してください

※家屋の全半壊・生計維持者の死亡または行方不明・福島第一原子力発電所の事故による避難指示や計画的避難区域を理由に、医療費の一部負担金・介護サービス利用料が免除されている人は、申請の必要はありません

※現在、免除措置は岩手県および福島県の前発関連のみ実施しています。県外他市町村へ転出する際は免除証明書を返却してください

問い合わせ	①国民健康保険について	市市民課 国保年金係	☎27-8450
	②後期高齢者医療制度について	市市民課 医療給付係	☎27-8450
	③介護保険について	市高齢介護福祉課 高齢介護係	☎22-0178
	④障がい福祉サービスについて	市地域福祉課 障がい福祉係	☎22-0177

令和2年分給与支払報告書の受け付けが始まります

期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

8時30分～17時15分

提出・問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

問い合わせ 市税務課 資産税係 (市役所第1庁舎1階)

☎27-8489

取り壊し家屋の連絡を忘れずに

令和2年中に家屋を取り壊し、滅失登記をしていない人は、市税務課資産税係に連絡してください。

連絡がないと、翌年度以降も固定資産税が課税される事がありますのでご注意ください。

償却資産申告書の受け付けが始まります

令和3年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している事業所および個人事業主は、忘れずに償却資産の申告をしてください。

期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

8時30分～17時15分

申告方法 前年度申告のあった人には、市税務課から申告書と申告の手引きを送付します。初めて申告する人は市税務課にお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

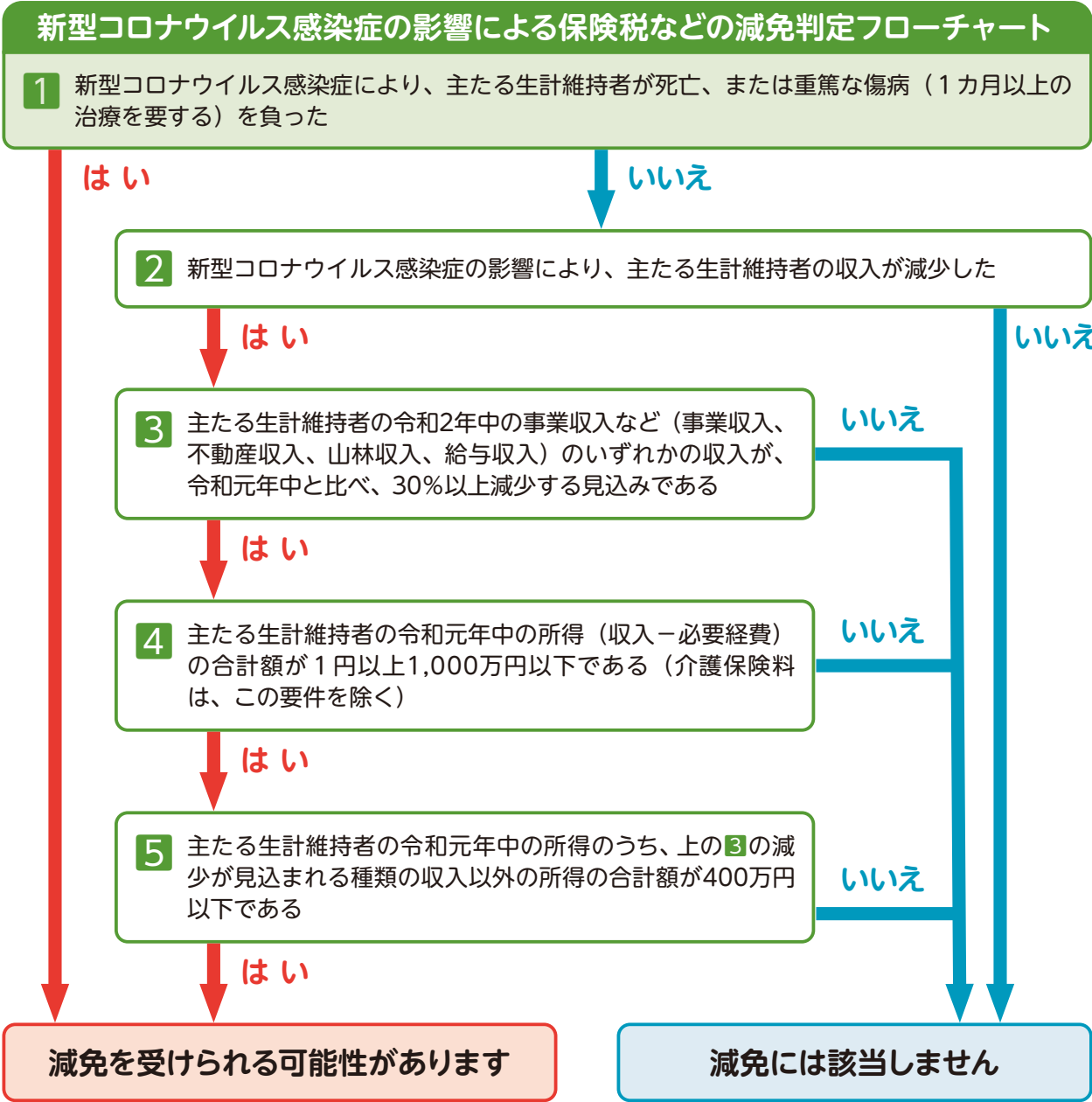
申告書は、市税務課に持参の他、郵送やe-TAX(エルタックス)による電子申告も受け付けます。

償却資産とは 事業に使用している、構築物、機械装置、船舶、工具、器具、備品などです。具体的には駐車場路面舗装、フェンス、看板、ルームエアコン、応接セット、パソコンなどが該当します。

償却資産申告

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税などの減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した人などは、申請により国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減免(コロナ減免)になる場合があります。次のフローチャートで確認の上、減免の可能性がある場合はご相談ください。



※国民健康保険税の減免対象について

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合の退職などで、雇用保険の失業給付を受給することができる場合は、コロナ減免制度ではなく、非自発的失業者に係る保険税の軽減制度を適用します。雇用保険受給資格者証を準備の上、ご相談ください。ただし、給与収入以外の事業収入などの減少が見込まれる場合は、コロナ減免を受けられる可能性があります。

申請期限 令和3年3月31日(水)

※不明な点や申請に必要な物などは、お問い合わせください。詳細は、市のホームページおよび広報かまいし7月1日号に掲載しています

広報7月1日号

問い合わせ

国民健康保険税について

市税務課 市民税係 ☎27-8481

後期高齢者医療保険料について

市市民課 医療給付係 ☎27-8450

介護保険料について

市高齢介護福祉課 高齢介護係 (市保健福祉センター2階) ☎22-0178